食安監発第1125004号 平成17年11月25日

都 道 府 県保健所設置市 衛生主管部(局)長 殿特 別 区

厚生労働省医薬食品局 食品安全部監視安全課長

中国産中間種苗由来養殖カンパチ等の取扱いについて

標記については、本年6月15日付け食安監発第0615001号及び06 15002号により、中国産中間種苗(注)に由来する養殖カンパチからアニ サキス幼虫が高頻度に発見されたことを受け、健康被害を未然に防止する観点 から、出荷の際には冷凍又は加熱処理を行うことを指導し、その他の方法で出 荷する際には、個別に具体的事例について協議することとしているところです。

今般、上記通知に基づいて宮崎県及び香川県から個別に具体的出荷方法つい て検討要請があり、本年11月17日に厚生労働省及び農林水産省の共催で「中 国産中間種苗由来養殖カンパチのアニサキス幼虫寄生に対する食品安全対策に 係る検討会」を開催し、要請内容について科学的、専門的見地から検討を行っ た結果、今回要請のあった出荷方法については、別添の方法により安全性の確 保が可能とされ、出荷して差し支えないこととしたので、お知らせします(検 討会の議事録については、後日厚生労働省ホームページに掲載予定です。)。

なお、上記の方法は生鮮出荷を一般的に認めるものではなくあくまで今回協 議のあった具体的事例についての扱いであること、仮に今後上記の方法と同様 の方法での出荷を希望する場合及び他の方法により生鮮出荷を希望する場合 は、個別に協議が必要であることを念のため申し添えます。

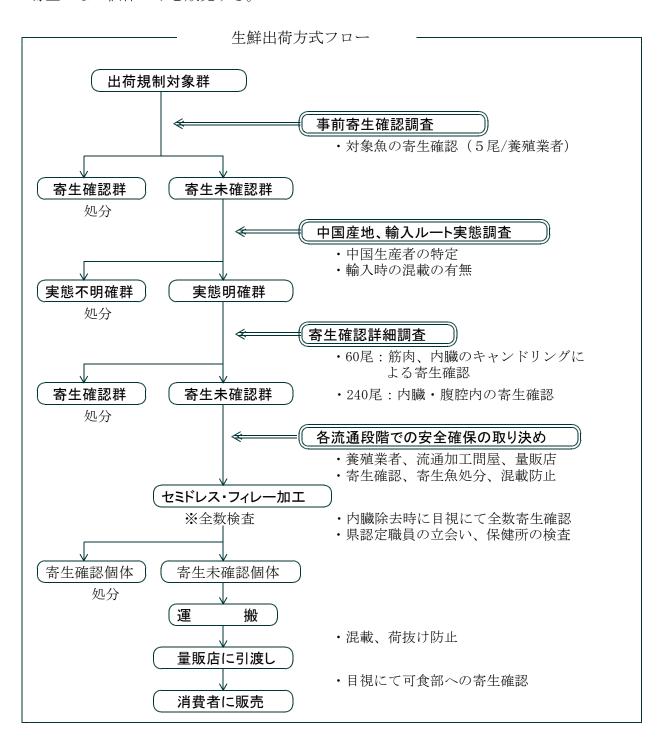
また、当該カンパチについて宮崎県又は香川県に対し、生産者から出荷計画 が提出され、県外での加工場に出荷される場合、加工場を所管する自治体に対 し、監視指導の依頼があるので、御協力をお願いします。

最後に、別紙のとおり、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長及び水 産庁増殖推進部栽培養殖課長あて依頼していることを申し添えます。

(注) 平成15年又は平成16年に採捕された稚魚を中国国内で平成16年秋 まで、又は秋以降も継続して育成した養殖用の種苗

1 出荷方式の概要

- ① 本県の出荷規制対象群のうち、中国の生産者や輸入ルートの明確な把握及び出荷予定群の詳細な寄生確認調査を実施する。
- ② 出荷の前に、生産者、流通・加工問屋、量販店が当該魚に対する情報を共有し、出荷・加工時の寄生有無の確認、混載・荷抜け防止等に関する取り決めを行う。
- ③ 出荷は、セミドレス又はフィレー加工した上で、②の取り決めを行った量販店等に出荷する。
- ④ 量販店等が消費者に販売する際は、目視にて可食部へのアニサキス寄生の有無を確認し、 寄生のない個体のみを販売する。



2 当該魚の定義、生産及び輸入に関する実態

当該魚とは、平成17年6月15日付け食安監発第0615001号で対象となった中国産中間種苗 由来養殖カンパチ(一昨年又は昨年採捕された稚魚を中国国内で昨年秋まで、又は秋以降も 継続して育成した養殖用の種苗)のうち、中間育成を実施した中国の生産者が1名で、また、 輸送時に混載等がなく同一ロットとして本県に池入れされた2経営体分、計3.2万尾をいう。

- ①稚魚の採捕(種苗輸入業者からの聞き取り調査結果より) 当該魚は、平成15年11月から平成16年3月に、中国海南島周辺で採捕されたものである。
- ②中国での育成状況 (種苗輸入業者からの聞き取り調査結果より)

中国海南島で採捕された当該魚は、中国羅原の1生産者によって、平成16年3~11月に中間育成が行われた。生産者の飼育尾数は約20万尾で、飼育期間中は、冷凍のサッパ、アジ、サバ等を投餌し、生餌のカタクチイワシ等は使用していない。

所定の養殖日誌の記録はなく、へい死状況、投薬等の内容をメモ書きし、出荷後に出荷 先の種苗輸入業者にその情報を報告した後、記載したものは廃棄している。

なお、出荷前には、種苗輸入業者が対象魚に対する疾病の罹患状況を確認しており、アニサキスの寄生は確認されていない。

③日本への輸送状況(種苗輸入業者からの聞き取り調査結果より)

日本への輸送は、平成16年11月に行われ、中国羅原の1生産者産のみ、5万尾程度をチャーター船に積み込み輸入しており、中国の他の生産者の中間魚の混載はない。

- 一方、輸入に際しては、インボイス、BL (積み荷証書)、パッキングリストなどの通 関資料の提出が義務づけられており、これらの資料から、買い主、積み荷の数量、金額等 を確認することができる。
- ④日本での導入状況(種苗輸入業者・当該魚所有の2養殖業者からの聞き取り調査結果より) 当該魚は、平成16年11月に、同一運搬船から本県の2経営体にそれぞれ2万尾(1尾当たり1.1kgサイズ)ずつ池入れされ、受入時の記録は、養殖業者の養殖日誌や輸入業者の輸入記録等で確認することができる。
- ⑤国内養殖場における管理状況(当該魚所有の2養殖業者からの聞き取り調査結果より) 当該魚を所有する2経営体は、対象魚の他に同一年齢のカンパチを所有していない。 飼育時の飼料は、モイストペレットで、餌料は冷凍のカタクチイワシを使用しており、 現在、飼育中の通常へい死もあり、両経営体で約3.2万尾(1尾当たり2.4kg)の在池尾数 となっている。

また、両経営体は、養殖日誌を記帳しており、飼育期間中の飼料、投薬等の情報は記録されている。

3 精密調査等の手法及び調査結果

調査手法及び尾数については、厚生労働省及び農林水産省の助言のもと決定した。

(1) 精密調査

当該魚における寄生の有無を確認するとともに、内臓に寄生が認められない場合、筋肉にも寄生が認められないことを確認するために実施した。

また、調査尾数60尾は、統計学的に95%の信頼限界で感染率5%以下であることを示すために必要な数である。

①調査の手法

当該魚のうち、60尾を対象に、筋肉、腹腔内、内臓におけるアニサキスの寄生の有無 を確認するため、県が調査を実施した。

精密調査の方法は、厚生労働省、農林水産省の指導を仰ぎ、国立感染症研究所の川中先生の推奨されたキャンドリング法を使用した(詳細な調査方法は別添のとおり)。

筋肉については、電子レンジで加熱後に筋肉繊維をほぐし、キャンドリング法で寄生の確認を行った。また、内臓(心臓、肝臓、脾臓、腎臓、胃、幽門垂、腸)及び腹腔内については、目視確認を行った上で、内臓は人工消化液を用いて消化後に、腹腔部筋肉は、他の筋肉部と同様に処理し、キャンドリング法で寄生の確認を行った。

なお、本調査の有効性については、事前にポジティブコントロールを使って確認した。

②調査結果

別添のとおり、すべての検体・部位でアニサキスの寄生は確認されなかった。

(2) 生け簀毎の確認調査

当該ロットにおける寄生の有無をさらに240尾について詳細に調査するために実施。 また、調査尾数300尾(精密調査との合計尾数)は、本確認調査の手法を用いた場合に は統計学的に95%の信頼限界で感染率が1%以下であることを判断するために必要な 数である。

○調査の手法

生け簀群ごとに、腹腔内、内臓におけるアニサキスの寄生の有無を確認するため、県 が調査を実施する。

当該魚は、合計8つの生け簀に分養されていることから、調査に供する尾数は、生け 簀ごとに30尾の合計240尾とし、内臓及び腹腔内のアニサキスの寄生の有無を目視にて確 認する。

なお、調査の実施日は未定であるが、この調査においてアニサキスの寄生が確認された場合、当該魚はすべて処分する。

4 加工場における検査について

①検査の担当者

加工場の職員のうちから選任する。

②検査手順

検査担当者は、加工場で内臓が除去された際のアニサキス寄生の確認と対象魚が出荷される際の出荷先、数量の確認を行う。なお、アニサキスの寄生が確認された場合、寄生の確認された個体を適正に処分するとともに、その旨を県に報告する。

③検査担当者に対する研修

出荷が開始される平成18年4月までに、県がアニサキス及び食品衛生に関する研修を必要に応じて実施する。

④記録方法

担当者は、対象魚の処理数、アニサキス寄生の有無、出荷日、出荷先を記録し、県が報告を求めた場合には速やかに報告する。

また、対象魚の処理がすべて完了した場合は、総出荷数量、出荷先、アニサキス寄生の有無等を県に報告する。

⑤県による確認職員の認定及び立ち会い方法

立ち会い職員は、県、市町村、漁協職員の中から、県が実施するアニサキス及び食品衛生に関する研修を受講し、そのノウハウを習得したとして県が認めた職員とする。 立ち会いは、加工場の記録について確認する。

⑥保健所の食品衛生監視員による監視

加工場の検査は、保健所の食品衛生監視員が実施する。

なお、加工場が県外の場合は、本県食品衛生部局から当該魚を加工する都道府県の食品衛生部局に、文書にて当該魚の移動状況を通知するとともに、加工場での監視及び監視後の結果報告の提出を依頼する。

5 量販店での調理段階における確認について

量販店の調理師が対象魚の可食部にアニサキスが寄生していないことを確認した上で販売 に供する。

6 県の出荷ルートの確認体制

当該魚が出荷される場合には、当該魚を販売する者が県に出荷計画及び出荷完了の報告を 行い、県が当該魚の動きを把握するとともに、これらの出荷計画及び出荷完了報告について は県が国に迅速に報告する。

7 その他

当該魚の出荷が開始されるまでに、生産者、流通・加工問屋、量販店等がそれぞれの段階でアニサキスの寄生の有無の確認、他の関係者や県への報告、流通段階での荷抜け、混載の防止等に関して三者間で取り決めを行う。

精密調査の手法

1 内臓摘出及び筋肉の裁断

- ①カンパチラウンド
- ②体長、体重測定
- ③3枚に下ろし、筋肉を30g程度の肉片に裁断 ※断面にアニサキスの穿孔跡がないか確認

2 筋肉のアニサキス寄生確認調査

『電子レンジ加熱処理と沈殿』

- ①肉片を皿に並ベラップに包み、電子レンジで30秒加熱する
- ②皿からビニールにうつし、入れたまま魚片をバラバラにもみほぐす
- ③助骨を取り除く
- ④ビニールを個体でひとまとめに大きいビニールにいれておく
- ⑤フードプロセッサーに同量の水とともにいれ、約60秒かける
- ⑥12%のビーカーにうつす

『紫外線によるキャンドリング』

- ①ガラスシャーレに入れ、同量程度の水を入れ、混ぜる。 ※半透明になるくらい水の量で、水が多すぎると見えにくい
- ②紫外線照射装置上におく
- ③ピンセットで沈殿物を攪拌しながら観察する
 - ※寄生虫は青色の蛍光を発する
 - ※骨組織も同様に蛍光を発するため、ピンセットで確認
 - ※寄生虫がいれば、サンプルビンに採集し、尾数を記帳

3 内臓のアニサキス寄生確認調査

『目視観察』

- ①内臓を摘出
- ②内臓の周囲並びに胃内部寄生確認(目視): 胃、幽門垂、肝臓、脾臓、腎臓、心臓、腸管 『キャンドリングによる確認』
- ①内臓は人工消化液に入れる
 - ・人工消化液(塩酸:7 ml、ペプシン:1 g、蒸留水:1,000ml)を内臓の約10倍量入れる
 - ・インキュベーター(37℃)に入れ、1昼夜安置
- ②ガラスシャーレに入れる
- ③ガラスシャーレを紫外線照射装置上におく
- ③ピンセットで沈殿物を攪拌しながら観察する
 - ※寄生虫は青色の蛍光を発する
 - ※寄生虫がいれば、サンプルビンに採集し、尾数を記帳

1 出荷方式の概要

1) 出荷の形態及び出荷基準

生食用に出荷しようとする対象魚は、「中国産中間種苗由来養殖カンパチの生食用出荷マニュアル(香川県)」により、「フィレ」の形態に加工するとともに、生簀からの取上げから加工までの段階で次の検査を実施し、中国での生産状況、輸入時の船積状況等が明確で、アニサキス寄生魚の混入がなく、サンプル検査や全数検査においてアニサキスの寄生が認められないものに限ることとする。

2)検査

対象魚の出荷に際しては次の調査ならびに検査を実施し、万一、アニサキスの寄生が認められた場合は当該ロットあるいは、魚は生食用として出荷しないものとする。

①中国での生産状況、輸入時の混載状況調査

搬入日、搬入船舶ごとに、中国での養殖状況や輸入時の混載状況を精査し、中国での 養殖段階でアニサキスの寄生が認められず、輸送時にも寄生の可能性がある魚の混入が ないことを確認する。

この調査で養殖状況が曖昧なもの、輸送時に他のロット魚との混載が認められる場合、当該ロットは生食用出荷の対象としない。

②内臓・腹腔内および筋肉への寄生確認検査

ア. 精密検査

ロットごとに60尾を抽出し、内臓・腹腔内および筋肉について、表面ならびに内部へのアニサキスの寄生の有無を確認する。

この検査でアニサキスの寄生が認められた場合は、当該ロットは生食用の出荷対象と しない。

イ. 詳細検査

240尾を抽出し、内臓・腹腔内および筋肉の表面へのアニサキスの寄生の有無を目視により確認するとともに、胃については、盲嚢内側表面への寄生の有無を確認する。

この検査でアニサキスの寄生が認められた場合は、当該ロットは生食用の出荷対象としない。

③フィレ加工時の内臓・腹腔内および筋肉への寄生確認検査

上記①および②の検査により生食用出荷の対象となったカンパチは、フィレ加工時にすべての魚について、内臓・腹腔内および筋肉の表面へのアニサキスの寄生の有無を目視により確認する。

この検査でアニサキスの寄生が認められた魚体は生食用の出荷対象としない。

④調理者による筋肉寄生の確認

生食用のフィレ加工魚を消費者に販売する販売業者は、フィレ製品を調理・加工する 段階で、アニサキスの寄生の有無を確認する。

この検査でアニサキスの寄生が認められたフィレ製品は生食用として販売しない。

3)検査の体制および方法

①中国での生産状況、輸入時の混載状況調査

当該魚の生産者は、調査に必要な書類等を県に提出し、県が生産状況、混載状況を調査する。

県は、提出された書類のほか、必要に応じて当該魚の生産者から聞き取りを行う。

②内臓・腹腔内および筋肉への寄生確認検査

ア. 精密検査

精密検査は、県が行うこととし、内臓のうち、胃および腸管を除く臓器については粉砕、胃および腸管については切開して臓器内部へのアニサキスの寄生状況を確認すると

ともに、消化法により、組織内部への寄生の状況を確認する。

また、筋肉についてはレンジで加熱し、すり潰し、UV照射により、寄生の状況を確認する。

イ. 詳細調査

内臓は脂肪層や幽門垂等を除去し、胃の外側全表面を目視により検査するとともに、 胃(盲嚢)を切開し、内側表面についても目視によりアニサキスの寄生の有無を確認する。

また、腹腔内部表面および筋肉切断表面への寄生状況を目視により確認する。

③フィレ加工時の内臓・腹腔内および筋肉への寄生確認検査

当該魚のフィレ加工時に、内臓・腹腔内および筋肉の表面へのアニサキスの寄生状況の検査を加工業者が行い、県は検査体制、検査方法等について指導するとともに、県の職員が各工程での検査を指導・監督する。

検査は、加工過程の内臓除去時に、内蔵表面への寄生状況を確認するとともに、成形・洗浄時に腹腔内表面及び筋肉切断面への寄生状況、さらに検品・包装時に腹腔内表面及び筋肉切断面への寄生状況を再度、目視により確認する。

④調理者による筋肉寄生の確認

生食用のフィレ加工品を消費者に販売する販売業者は、フィレ加工品を切り身あるいは刺身等に調理・加工する時に、アニサキスの寄生の有無を確認する。

4)情報の把握・提供

- ○対象魚を出荷しようとする生産者は、検査協議書を県に提出し、具体的な検査の実施 等について協議する。
- ○県の精密検査、詳細検査によりアニサキスの寄生が認められなかった魚をフィレ加工 しようとするときは、出荷計画書を県に提出する。
- ○県は、提出された出荷計画書に記載されたフィレ加工業者に対し、具体的な検査体制、 手順等について指導する。
- ○フィレ加工業者は、加工計画書をあらかじめ県に提出する。
- 〇県は、当該フィレ加工業者に対し、加工時の全数検査について指導するとともに、フィレ加工品の販売先に当該加工魚が国の指導対象魚であることを通知し、販売に際してその情報を的確に伝達することを依頼する。
- ○対象魚の検査を行った者は、検査報告書を県に提出する。
- ○県は必要に応じて、提出された検査報告書により把握した搬出先の業者に対し、当該加工品は国の指導対象魚である旨の情報を提供し、調理・加工時にはアニサキスの検査を行うよう依頼する。

なお、当該搬出先が調理・加工しない業者の場合、県は当該業者に対し、販売先の調理・加工(販売)業者に当該フィレ製品に関する情報を伝達し、調理・加工時の検査を要請するよう依頼する。

- ○対象魚の生産者またはフィレ加工業者は、搬出先の業者に対し、当該魚が国の指導対象魚であり、加工場における全数検査でアニサキスの寄生が認められなかったものの、調理・加工時にアニサキスの有無を確認するよう、販売先に求めるとともに、販売先の業者名、連絡先等を香川県に連絡するよう依頼する。
- ○連絡を受けた香川県はその情報を適正に管理するとともに、国ならびに当該販売業者 の所在する自治体の衛生部局に対して情報を提供し、関係の自治体に対して監視を依頼 する。

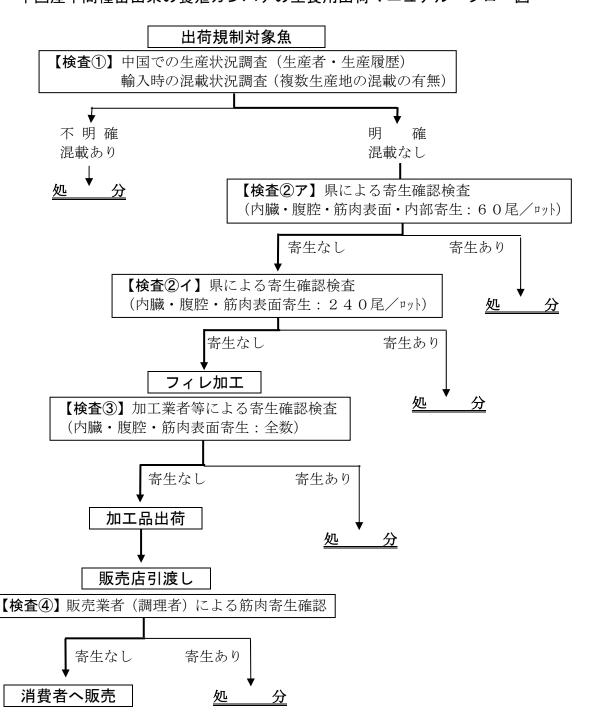
5) リスクの負担

- ○生食用出荷の前提となる検査でアニサキスの寄生が認められ、生食用として出荷できないと判定されたロットについては、生産者の責任において処分する。
- ○フィレ加工時に行う全数検査でアニサキスの寄生が認められ、生食用として出荷でき

ない魚については、その時点での当該魚の所有者の責任で処分する。

なお、フィレ加工業者が加工作業のみを受託した場合は生産者の責任で処分する。 〇調理・加工時の検査でアニサキスの寄生が認められ、生食用として販売できない魚に ついては、調理・加工(販売)業者の責任で処分する。

中国産中間種苗由来の養殖カンパチの生食用出荷マニュアル フロー図



2 当該魚の生産及び輸入に関する実態

当該魚とは、平成16年に採捕された種苗を当該年の秋まで、あるいはそれ以降まで中国で養殖したカンパチを16年の秋以降、中間魚として本県に導入したもののうち、A漁業協同組合ならびにB漁業協同組合の組合員が養殖している魚をいう。

1) 稚魚の採捕 (採捕場所及び時期)

- ○採捕場所:中国海南省三亜市周辺海域「当事者が提出した稚魚履歴による]
- ○採捕時期:2004年2月(平成16年2月)[同 上]

2) 中国での育成状況(場所、飼育期間、飼育尾数、使用した餌の種類、生産記録)

- ○育成場所:中国広東省陽西県[当事者が提出した養殖生産履歴書による]
- ○飼育期間:2004年2月~2005年5月 同 上]
- ○飼育尾数:全体養殖尾数不明
- ○餌の種類:サンマ等(3種類?)、凍結・粉砕[当事者が提出した養殖過程履歴による]

3) 日本への輸送状況(時期、混載の有無、輸送記録)

- ○輸送時期:2005年5月30日[当事者が提出した輸出証明書による]
- ○混載の有無:なし「当事者からの聞き取りによる]
- *運搬船は船倉数12、当該ロット26,000尾をこの12船倉に収容(当該ロットのみで1船)

4) 日本での導入状況 (時期、場所、導入尾数、受入記録)

- ○導入時期:平成17年6月3日[当事者及び所属漁協からの聞き取り]
- ○導入場所:香川県A地区 [漁協からの聞き取り]

香川県B地区[同 上]

○導入尾数:A地区 6,047尾[当事者及び所属漁協

B地区 20,811尾 からの聞き取り]

5) 国内養殖場における管理状況(飼育尾数、使用した餌の種類、生産記録)

- ○飼育尾数:A地区 6,047尾(当初尾数)[当事者及び所属漁協からの
 - B地区 20,811尾(当初尾数) 聞き取り]
- ○餌料種類:モイストペレット

3 精密検査の手法及び検査結果

調査手法および尾数については、厚生労働省および農林水産省の助言のもと、決定した。

1) 検査手法

精密検査は、当該魚における寄生の有無および内臓に寄生が認められない場合、筋肉に も寄生が認められないことを確認するために実施した。

また、検査尾数60尾は、統計学的に95%の信頼限界で感染率が5%以下であることを示すために必要な数である。

<検体魚の採取>

- ○検査は、当事者、県かん水養殖漁協、県が連携して実施した。
- ○検体魚の採取は、ロットで60尾とし、検体魚の採取方法は当事者、県かん水養殖漁協、県が協議して、できるだけ偏りの生じない方法により行った。
- ○採取した検体魚は、その場で活け〆めし、水産試験場に持ち帰って開腹した。

<目視検査(内臓・腹腔内表面)>

- ○開腹した検体魚から全内臓を取り出し、表面への寄生の有無を目視により確認した。 特に、胃については、脂肪や内臓膜を除去し、後端部を中心に詳細に観察した。
- ○内臓を取り出した検体魚の腹腔内の血液や内臓等の残渣を拭き取り、腹腔内表面への 寄生の有無を目視ならびに触診により確認した。
- ○胃および腸管以外の内臓(心臓、肝臓、腎臓、脾臓、幽門垂 等)はハサミ、メス、 ピンセット等を用いて破砕し、臓器内部へのアニサキスの寄生の有無を目視により確認 した。
- ○内臓および腹腔内の確認には、精度を高めるため、同一の検体について、2人以上の者が行った。

<精密検査1(内臓内部)>

- ○持ち帰った内臓塊から個体ごとに胃および腸管を切り離し、ハサミにより切開して臓器内部への寄生の有無を目視により確認した。
- 〇その後、胃および腸管を1センチ角程度に細断し、 $4\sim5$ 個体分(150 g 程度)を2 L の三角フラスコに収容し、人工消化液 1.5 L を加えた。
- ○このフラスコを 37℃に設定した恒温水槽に収容し、攪拌しながら 3 時間消化させた。 ○消化後、フラスコの内容物を金属メッシュ (0.85mm) でろ過、洗浄し、メッシュ上の 残渣をガラストレーに移した。
- ○ガラストレーに適量の水を加え、UV照射によりアニサキスの有無を確認した。
- ○消化後のビーカー内容物を金属メッシュでろ過、洗浄したろ液、洗浄液についても別のガラストレーに収容し、静かに上澄水を捨てながらアニサキスの有無を確認した。

<精密検査2 (筋肉内部) >

- 〇検体魚から腹部の筋肉を切除し、1 尾分を小切りにして皿に載せ、ラップで包んで電子レンジにかけた。
- ○電子レンジは、500Wで3分間稼動させた後、筋肉を取り出し、金属バットの中に移して骨、腹腔膜を取り除きながら手でよく揉むようにして破砕するとともに、ピンセット、箸等でさらに細かく粉砕した。
- ○これをバケツに移し、温水で脂分を除去しながら洗浄し、金属メッシュ (0.85mm) で ろ過した後、少量ずつガラストレーに移し、水を加えてUV照射 (透過光) でアニサキスの有無を確認した。
- ○なお、本調査の有効性については、事前にポジティブコントロールを使って確認した。

2) 検査結果

内臓表面、腹腔内表面、内臓内部、筋肉内部のいずれからもアニサキス幼生は検出されず、当該検体魚にはアニサキスの寄生は認められなかった。

4 詳細検査の手法

この検査については、当該ロットにおける寄生の有無をさらに240尾について詳細に調査するために実施する。

また、検体尾数300尾(精密検査との合計尾数)は、詳細検査の手法を用いた場合に統計学的に95%の信頼限界で、感染率が1%以下であると判断するために必要な数である。

<検体魚の採取>

- ○検査は、県が実施するが、当事者、県漁連、県かん水養殖漁協の協力を得て実施する。
- ○検体魚の採取は、ロットで240尾とし、検体魚の採取方法は当事者、県、県かん水 養殖漁協が協議して、できるだけ偏りの生じない方法により行う。
- ○採取した検体魚は県漁連のフィレ加工施設(香川県東かがわ市引田)に搬入し、加工 ラインを利用して内臓を除去する。
- ○取り出された内臓を水産試験場に持ち帰り、県水産課、水産試験場の職員が検査する。

<検査手法>

- ○フィレ加工施設での加工工程で腹腔内部及び筋肉切断面を水産課職員ならびに県漁連職員が目視により検査する。
- ○持ち帰った内臓については、胃、腸、幽門垂、肝臓、脾臓、腎臓等の各臓器の表面を 目視により検査する。
- ○特に、胃(盲嚢)については、外部の脂肪層や皮膜等を除去し、後端部を中心に詳細に検査する。
- ○全内臓から胃(盲嚢)を取り出し、切開して内部へのアニサキスの寄生を確認する。

5 加工場における検査について

1) 検査の実施者

加工場における検査については、当該加工場の責任者を検査責任者とし、加工場の従業員が検査従事者として検査業務に従事する。

2) 検査手順

加工場への魚の搬入は、養殖地から船舶により活魚の状態で搬入する。

搬入した魚は、加工場のストック用生簀にいったん収容し、加工のスケジュールに合わせて取り上げ、加工に供する。

検査は a 頭部切除、 b 内臓除去、 c 三枚おろし、 d 成形、 e 包装、 f 梱包の加工工程内で実施する。

b 内臓除去工程で、内臓表面への寄生確認、d 成形工程で腹腔内および筋肉切断面への寄生確認、e 包装工程で、再度腹腔内および筋肉切断面への寄生確認を行う。

これらの過程で、アニサキスの寄生が認められた魚は出荷ラインから排除し、生食用としては出荷しない。

また、検査責任者は後述の検査記録の作成時にアニサキスの寄生している魚が認められた時は、当該魚を適正に保管するとともに、直ちに香川県に報告する。

報告を受けた県は加工施設で当該寄生魚を検査し、寄生の状況を確認するとともに、検査状況等を聴取し、必要に応じて同一施設(小割生簀)の魚の検査に立会し、指導・監督する。

3) 検査実施者に対する研修

検査責任者および検査従事者については、当該魚の搬入時に県の水産課(水産試験場) の担当職員が当該加工場に赴き、アニサキス幼虫の形態、寄生状況、検査の要領を説明す るとともに、検査工程ごとの検査担当者の確認、寄生魚の排除の徹底を指導する。

内蔵確認時にアニサキスを確認した場合は、成形工程に進んでいる当該魚を成形作業担当者に通知し、成形の段階で排除することとし、成形時に腹腔あるいは筋肉切断面への寄生を確認した場合はその段階で当該魚を排除することとする。

また、包装工程での再検査で寄生が確認された場合は、その段階で当該魚を排除する。

4) 記録方法

て適宜行う。

検査結果については、成形、包装段階で排除した魚の尾数を当日の午前、午後の作業終 了時に記録簿に記録し、検査責任者が実際に排除した魚の尾数と記録簿の数をチェックす る。

5) 県による立ち会い方法

県の検査担当者は、アニサキスに関する知見を有し、アニサキス検査の経験を有する水産課養殖担当職員、水産試験場の魚病担当職員とする。

フィレ加工場での検査の指導・監督は、県の検査担当者の中から2名以上が行う。 ただし、県による検査の指導・監督は当該ロット魚の販売、加工スケジュールに合わせ

6) 保健所の食品衛生監視員による監視

本県では、フィレ加工施設が県外の施設を利用する計画があることから、衛生部局の対応として、加工施設の所在する自治体と充分な連携を図り、衛生指導を行うこととしている。

6 調理段階における確認について

- ○本県の場合、フィレ加工場からの搬出(販売先)は、水産物市場、量販店、鮮魚店、飲食店等多岐にわたると考えられる。
- ○また、水産物市場からはさらに量販店、鮮魚店等に販売されることから、フィレ加工 の段階(加工計画書、検査結果報告書)で最終の調理・加工する業者を特定することは 困難である。
- ○フィレ加工場からの搬出先(1次販売先)は検査結果報告書で把握できるが、その先 (2次販売先)の業者を把握することは商取引上の問題もあり、極めて困難と考える。
- 〇このため、調理・加工段階での確認は、フィレ加工業者(検査者)から1次販売先に対し、当該魚の性格、検査情報等を提供し、当該情報を2次販売先に伝達するよう依頼することにより、調理・加工段階での確認作業を担保することとする。
- ○なお、1次販売先については、県から情報を提供し、2次販売先への情報の伝達を依頼することにより調理段階での確実な確認の実施を担保することとする。
- ○調理・加工段階での確認、アニサキス寄生魚の取扱いは「食品衛生法」上の対応が必要であり、万一問題が生じた場合は迅速な情報のフィードバックが重要であることから、2次販売先以降については、1次販売先以降で確実に把握できるよう、伝票等の整備を徹底するよう指導する。



食安監発第1125003号 平成17年11月25日

農林水產省消費·安全局畜水產安全管理課長 殿水產 庁 增 殖 推 進 部 栽 培 養 殖 課 長 殿

厚生労働省医薬食品局 食品安全部監視安全課長

中国産中間種苗由来養殖カンパチ等の取扱いについて

標記の件について、別紙1,2により、宮崎県福祉保健部長及び香川県健康福祉部長あて、また、別紙3により各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部(局)長あて通知をしたので、お知らせします。

ついては、本件について確実な実施が行われるよう、貴省から宮崎県及び香川県の水産部局に対し、指導するとともに、宮崎県及び香川県以外の水産部局に対し、今回の措置はあくまでも今回協議のあった具体的事例についての取り扱いであり、生鮮出荷一般を認めたものでないこと、仮に同様の方法で出荷を希望する場合及びこれ以外の方法で出荷を希望する場合には、個別の協議が必要であることを周知するようよろしくお願いします。